

【会議記録－平成29年6月7日－2017000607－11－議会改革検討会議】

開催日 平成29年6月7日（水）

開催場所 議会中会議室

開催時間 11時20分～11時41分

出席議員 9人のうち9人出席

梅沢座長

長田、藤代、山本、作山、青山、渡辺、相原、君嶋の各委員

1 開会

2 議事

次の議題について協議した。

神奈川県議会における議員定数等の考え方について

（梅沢座長）

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から議会改革検討会議を開会します。

この際、ご報告いたします。

5月23日の団長会において共産党の木佐木委員に代え、君嶋議員が委員として選任され、新たに参加されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ります。

本日の議題は、「神奈川県議会における議員定数等の考え方について」でございます。3月24日の議会改革検討会議において、協議に先立ち、議会局から、現行の神奈川県議会における議員定数の考え方と直近の国勢調査の結果などについて説明を受けたところであります。

また、本職より、今後の協議の進め方については、会議規則別表には、「議員定数等検討委員会」において、「議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して協議等を行うこと。」が定められており、当改革会議においては、「議員定数等検討委員会」での協議の前段階となる議員定数等の考え方の基本を協議することとなる旨、お伝えしたところであります。

そこで、今後の協議を効率的に行うため、本職において、「議員定数等に係る検討の視点」を、整理しましたので、議会局に説明させます。

※政策調査課長から資料に基づき説明する。

(梅沢座長)

それでは、これらを踏まえた各会派の考え方について、順次ご発言願います。

(長田委員)

私どもの考えでございますが、今提起されていることにつきまして、一つずつお答えをしたいというふうに思います。

まず最初に、常任委員会中心主義ということについてでありますけれども、これはやはり、引き続き尊重されていくべきではないかというふうに考えております。105人いる議員が、広範にわたる県政の課題について審議をしていくということを考えますと、やはり、常任委員会の中で、できるだけ専門的に審議が行われて、そして本会議で採決されるという流れが妥当であるというふうに考えております。

それから、常任委員会の数、それから各委員会に配当される委員の数でありますけれども、審査すべき知事部局の数というのは8以上あるわけであります。

また、その状況によって常任委員会の審議事項もうまく組み合わせながら審議が行われているというのが実情であります。議会日程全体を俯瞰をして見ましても、現状の常任委員会の数は妥当ではないかというふうに考えております。

それぞれの委員会に割り振られる委員の数でございますが、やはり多数決を考えると奇数であるということが、ひとつやりやすい方法であると思えますし、これについても、現状の数については妥当な状況であるというふうに受け止めております。

次に、国勢調査の結果を踏まえた検討ということでございますが、本県の人口については、引き続き微増傾向である。増なわけですから、それに基づいて議員を増やすかという、特に県民の皆様の中からそういう要請があるというふうにも受け止めていません。

そうしたことを考えますと、これは、やはり現状が妥当ではないかというふうに考えております。

それから、選挙区の考え方でございますけれども、これはやはり、憲法の要請をはじめ、上位法の中で、一票の格差とか、そういったことが言われておりますから、こうした上位法の規定は遵守をしなければならないと思っています。

しかし、その範囲の中で工夫をして、その議員の選挙区が、基礎自治体で設定されていることを考えますと、できるだけ基礎自治体から代表者を送れるような仕組みというのを模索していくべきではないかなというふうに考えております。

最後に、周知期間のことでございますけれども、やはり県民の皆様が広く関わるのが選挙でありますので、これもしっかり一年ぐらいは周知期間を設けて、選挙に臨むということが妥当ではないかというふうに考えております。

(作山委員)

総定数の考え方についてであります。

まず、常任委員会中心主義につきましては、引き続き、この常任委員会中心主義を尊重していくべきであると考えます。

(2) の常任委員会数、各委員会に配当される委員数におきましては、常任委員会に配当されるべき委員の数は、その状況や時代に合わせて変更すべき課題であると考えております。そういった中で、総定数の削減に向けた視点の一つになり得るものと考えます。

(3) 平成27年国勢調査の結果を踏まえた検討におきましては、これは、人口に応じた定数といったものを見ながら、県政を取り巻く現状を踏まえた現実的な対応をとっていくべきであると考えます。

2番、選挙区の考え方についてであります。

(1) の地域代表的性格を支える選挙区のあり方につきましては、この視点の記載のように、公職選挙法の規定や憲法の要請する投票価値の平等に配慮しつつ、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきであると考えます。

(2) の周知期間におきましても、最低1年は必要という記載のとりの考えであります。

以上であります。

(渡辺委員)

まず、総定数の考え方ではありますが、(1) の常任委員会中心主義、これについては、前回の検討委員会の中でも検討された内容だと思いますけれども、この中心主義については、今までの伝統だとか様々な役割、これを踏まえた上で、尊重すべきという考え方があります。

2つ目の常任委員会の数と各委員会に配当される委員の数でありますけれども、まず、常任委員会の数、これが8委員会ということで、先ほど長田委員からもありましたが、これについては、所管についてはもう少し幅広だということでもありますけれども、今までの県議会の伝統だとか、また先例、さらには、我々様々な委員会運営をしておいて、8で問題なく運営できているということを加味すれば、8でいいのではないかというふうに思います。

例えば、仮にこの委員会の数を変えらるということになると、それによって定数の増減が発生をしますのも、現時点では適当ではないというふうに考えています。

さらには、委員の数でありますけれども、これも、先ほど委員からありましたように、奇数であるということが採決に非常に都合が良いということで、これは必要な要件だと

思います。

現状の委員の数ですが、これは少数会派にも配慮した数であるというふうに考えますので、これについては必要性を感じておりますので、継続すべきと考えています。

3つ目の国勢調査を踏まえた検討ということでありますけれども、これについては、国勢調査の結果が微増ということで、今後も微増が予想されますが、定数を増減する根拠としては、現時点では考慮する必要はないのではないかと考えています。

また、県財政の問題だとか現状、支障がなく審議が進んでいることを踏まえると、基本的には変えるべきではないというふうに考えています。

2つ目の選挙区の考え方についてであります、(1)の代表的な性格を支える選挙区のあり方、これについては、先ほど、論点のようにありましたように、神奈川県は3政令市を抱えています。しかしながら、神奈川県議会でありますので、広域の行政全般、県全般のことを、審議をするという必要性からも、当然、納税だとか人口等を踏まえながら、さらには裁判だとか様々なことを踏まえながらも、地域の代表ということについては、しっかり選出方法も検討しながら、選挙区をしっかりと考えていく必要があるのではないかと考えています。

是正については、当然様々な議論がありますので、これに準じて、行って議論をしていくべきというふうに考えています。

最後に周知期間であります、これまでの先例に従えば、1年程度ということになっておりますので、1年程度であれば問題ないと考えています。以上です。

(相原委員)

提示をされております議員定数等に係る検討の視点、概ね妥当だというふうに認識をしているところであります。

具体的にいくつか申し上げたいと思いますが、まず1の総定数の考え方について、(1)から(3)までの主要論点の提示がされているところですが、これについては、順番を入れ替えた方がよいのかなと思います。

とりわけ、3番について、3番の平成27年国勢調査の結果を踏まえた検討、これは法の要請をするところであると同時に、県民の皆様に直接関係がある部分でありますので、ここを1番にすべきかと思えます。

これについては、概ね人口に大きな変更がないので、現状維持という結論が導かれるものと考えております。

現在示されているペーパーによる1(1)の常任委員会中心主義、(2)の常任委員会数、各委員会に配当される委員数と、これについても現状維持で概ね問題がないというふうに思っているところであります。

あえて加えて言うならば、ここに(4)みたいなものをあえて付けるならば、県民の

世論ということになると思うのですが、少なくとも私どもの会派が受け止めているところでは、県民の皆様のご意見は定数を大きく変えろという声はないというふうに受け止めているところでございます。

2の選挙区の考え方について、(1)と(2)、2つの論点が示されております。

(1)の地域代表的性格を支える選挙区のあり方、○以降の3行の文章で結論が導かれておりますが、若干この文章の書き方については気になるところがあります。もし変更するならば、書き方としては、「憲法の要請する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守した上でなるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべき」という書き方が妥当なのかなというふうな感覚を持っているところであります。

(2)の周知期間ですが、結論としての○以降の文章では、周知期間は最低1年は必要との考えでよいかという提示の仕方でありますが、趣旨はこれで良いのでしょうか、結論としての文書としては、「1年程度」というのが妥当なのかなと思います。ご存じのように統一地方選挙は、選挙日程が決まっておりません。法律によって、閣議決定によって、法律を作成して決定します。

実際には、過去ずっと統一地方選挙の日程は、4月の選挙の前の12月若しくは年明け1月ぐらいに日程が確定をしますので、あらかじめ最低1年と厳格にすると齟齬が出る可能性もないとは言えませんので、「1年程度」というような結論の導き方が妥当なのかなというふうに考えているところであります。

以上いくつか申し上げましたけれども、あくまでもこれは次の統一地方選挙を前提とした議員定数に係る検討という考え方で申し上げたところでございます。

その後の6年後以降の統一地方選挙であれば、またその時々考え方も出てくるのかなと思いますので、次回の統一地方選挙を前提に、以上の考えとして、県政会としては申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

(君嶋委員)

まず、1番の(1)ですが、常任委員会中心主義につきましては、議会の運営においてはそれを基本としつつ、定数を考える際には、常任委員会数を必ずしも基本とはしなくても良いのではないかと。投票価値の平等という点には、配慮することが必要だというふうに考えています。

(2)常任委員会数、各委員会に配当される委員数ですけども、これについては、様々、現状から判断して、特に変更する状況ではないと考えています。

続きまして、(3)の27年国勢調査の結果ですけども、それを踏まえた検討という点では、人口が微増であるという点、それから、県民の意向をできるだけ議会に反映させるという点では、削減は考える状況ではないと考えています。

続きまして、2番ですが、選挙区の考え方につきましては、（１）地域代表的性格を支える選挙区のあり方という点では、選挙区の考え方については、県全体、そして地域代表的な要素、これの意義を認めつつ、投票価値の平等という点からは、検討の余地がまだあるのではないかとこのように考えています。

続きまして、2の周知期間につきましては、最低でも1年程度は必要だというふうに考えています。以上です。

（梅沢座長）

はい、ただいま、「議員定数等に係る検討の視点」について、説明を受け、次いで、各会派の考え方を発言いただいたところですが、これらにつきまして、なにかありましたら、どうぞ。

（相原委員）

1点だけ、確認のために質問をしてよろしいでしょうか。

（梅沢座長）

はい、どうぞ。

（相原委員）

先ほど共産党の君嶋委員から、1（3）の観点のところで、微増傾向にあるので定数については削減する必要はないというお話でございました。

そこは理解できるところなのですが、削減しないとなると、現状維持か増やすか、どちらかしか方法がないと思うのですが、そこについては共産党はどういうお考えでしょうか。

（君嶋委員）

それについては、微増というのが、やはり定数に即響くというような程ではないという点から、今すぐ定数増というふうには考えていません。

（相原委員）

つまり、現状維持ということですね。

（君嶋委員）

そうですね。はい。

（相原委員）

了解いたしました。

（梅沢座長）

ただいま、各会派からご発言をいただいたところでありますが、「議員定数等の考え

方について」方向性につきましては、概ね、大きな差異はないように思えます。

それでは、検討の視点及び、ただいまご発言いただいた各会派の考え方などを踏まえ、次回は、今後の課題なども含めた、当議会改革検討会議からの報告について、改めてご協議いただきたいと思いますので、各会派ともよろしくお願いいたします。

次回の議会改革検討会議は、6月20日火曜日 代表質問三日目の午前に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、議会改革検討会議を終了します。

誠にご苦勞様でした。

以 上